

## 事業概略書

事業名	共同生活援助における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する研究
事業目的	<p>個人単位で居宅介護等を利用できる経過措置（以下「経過措置」という。）は、数回の経過措置期間延長を経て、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、2021（令和 3）年 3 月 31 日まで経過措置期間の延長を行った上で、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項の一つとして整理された。</p> <p>調査結果に加えて、当該経過措置のこれまでの経緯、既存の調査結果等を踏まえ、有識者や関係団体、共同生活援助事業所や自治体の関係者等が参加する検討委員会を立ち上げ、当該経過措置の仕組みについて検証することを目的に実施した。</p>
事業概要	<p>有識者検討委員会を組成し、次の 2 つの調査事業を実施した上で、その結果を報告書として取りまとめた。</p> <p>①アンケート調査（経過措置利用者がいる事業所 悉皆 計 466 事業所中 240 事業所回収率 51.5% 個票については 1008 人分を集計）</p> <p>②ヒアリング調査（経過措置利用者がいる事業所 計 4 事業所）</p>
事業実施結果及び効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上の調査結果を踏まえ、経過措置を利用する利用者像、経過措置を利用する理由、効果について考察した上で、経過措置の今後について、次のような考察をとりまとめた。</li> <li>➤重度な障害者について、現在のグループホームの人員配置上、十分に対応できないということが確認された。一方、グループホームで提供不足が生じるサービス量の補填（例えば、多忙な時間帯（食事等）に人手として短時間で居宅介護 8 身体介護）を利用など）という位置づけや、利用者本人が特定のサービス事業者を利用したいという理由での理由も一部にはみられることから、これらの必要性を判断した上で、恒久化については検討する必要があると考えられる。</li> <li>・以上の考察を踏まえ、今後の経過措置に関する検討をする上での参考になることが期待される。</li> </ul>
事業主体	<p>郵便番号：100-6921</p> <p>所在地：東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング</p> <p>法人名：PwC コンサルティング合同会社</p> <p>電話番号/E-MAIL：070-1180-7909 / takashi.tokairin@pwc.com</p>